

短期入所生活介護重要事項説明書

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

1. 当施設が提供するサービスの相談窓口

電話 0475-27-3356

担当 生活相談員 猪狩 誠

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 短期入所生活介護サービス真名実恵園の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

施設名称	短期入所生活介護サービス真名実恵園
所在地	千葉県茂原市真名675番地2
介護保険指定番号	短期入所生活介護（千葉県1271500512号）
サービスを提供する対象地域 ※	基本実施地域：茂原市、白子町、長柄町、長南町、一宮町、睦沢町、長生村、大網白里市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同施設の職員体制(指定介護老人福祉施設併設)

職 種	人員配置	職 務 内 容
管理者	1名	従事者及び業務の管理
医師	1名以上	(嘱託) 健康管理、療養上の指導
生活相談員	1名以上	生活相談、介護サービスの計画・実施
介護職員	常勤換算方法で看護職員との合計が入所者3名に対して1名以上	日常生活全般にわたる介護業務
看護職員	2名以上	保健衛生、看護業務
栄養士 又は管理栄養士	1名以上	食事の献立、栄養計算、栄養ケアマネジメント
機能訓練指導員	1名以上	機能訓練
事務職員	1名以上	庶務全般
調理員	4名以上	給食業務

(3) 同施設の設備の概要(指定介護老人福祉施設併設)

定 員	10名	静養室	1室2床
居 室	4/2/1人部屋となります (一人あたり12.0~14.6㎡)	医務室	1室
		食 堂	2室
浴 室	一般浴槽、中間浴槽、特殊浴槽があります。	機能訓練室	1室
		談話室	7室

3. サービス内容

- ① 居室の提供・・・個室・多床室（2人・4人部屋）があります
- ② 食 事・・・栄養士が考えたメニューを手作りで提供いたします
- ③ 入 浴・・・週2回ご利用できます
- ④ 介 護・・・ご利用者に適した介護を提供いたします
- ⑤ 機能訓練・・・機能訓練指導員が適切なリハビリを指導いたします
- ⑥ 生活相談・・・生活相談員がご相談をお受けいたします
- ⑦ 健康管理・・・必要な場合健康チェックを実施いたします
- ⑧ 特別食の提供・・・メニュー以外にご希望があればご相談ください
- ⑨ 理美容サービス・・・ご希望があればご相談ください
- ⑩ レクリエーション・・・季節に合った催し物を提供いたします

4. 利用料金

※ 茂原市は地域区分6級地で、1単位10.33円で計算します。

(1) 基本単位

併設型短期入所生活介護費Ⅰ（従来型個室）・Ⅱ（多床室）

	自己負担（1日）
要介護1	603単位
要介護2	672単位
要介護3	745単位
要介護4	815単位
要介護5	884単位

(2) 加算単位

	自己負担（1日）
機能訓練体制加算	12単位
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13単位
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	15単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位
若年性認知症利用者受入加算	120単位
緊急短期入所受入加算	90単位
看護体制加算（Ⅰ）	4単位
看護体制加算（Ⅱ）	8単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（基本＋加算）×14.0%の単位
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（基本＋加算）×13.6%の単位
送迎加算（片道）	184単位

※1. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）は基本単位に加算単位を加えた値の14.0%が加算されます。
 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）は基本単位に加算単位を加えた値の13.6%が加算されます。
 （※令和6年6月より算定となり、令和6年5月までは現行のままとなります。）

※2. サービス提供地域外への送迎費用は、片道15kmを超える距離について1kmあたり50円をお支払いいただきます。

例：東金市 片道20kmの場合

介護保険適用分	190円（1割負担者）
提供地域外費用	250円（5km×50円）
合 計	440円
介護保険適用分	380円（2割負担者）
提供地域外費用	250円（5km×50円）
合 計	630円

※3. 送迎の必要性が無い方で、ご都合で送迎を希望されるときは介護保険適用外で、片道1,900円（10割負担）となります。

※4. 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合はいったん1日あたりの利用料金（10割分）をいただき、サービス提供証明書を発行いたしますので、その証明書を後日各市町村窓口に提出しますと、差額（9割分）の払い戻しを受けることができます。

（3）その他の費用

①食 費

朝食 600円、昼食 650円、夕食 600円

②滞在費

ア 従来型個室 1,231円／日

イ 多 床 室 915円／日

※1. 特別養護老人ホームの空床（短期入所の専用ベッド以外）をご利用の場合、算定される費用が変更になる場合があります。

※2. 食費・滞在費については世帯の所得に応じて減額になる場合がありますので、生活相談員にご相談ください。

③理美容代 実費

④教養娯楽・レクリエーションに要する費用 実費

⑤その他日常生活費のうち利用者が負担することが適当と認められるもの 実費

（4）キャンセル料

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① 入所日当日午前8時50分までにご連絡いただいた場合	無 料
② 入所日当日午前8時50分までにご連絡がなかった場合	1日の基本料金の10%

5. 利用中の中止

※以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

6. 支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金の2通りの中からご契約の際に選べます。

尚、銀行振込の際は別途振込手数料がかかりますのでご了承ください。

7. サービスの利用方法

- (1) ご利用にあたり、面接及び契約にお伺いいたします。
- (2) 利用希望日を担当ケアマネージャーへお申出ください。ケアマネージャーから当園へ連絡が入り次第、予約の受付を行います。ただし、定員の場合は予約をお受けできない場合がございますので、お早めにお申出ください。

8. 短期入所生活介護サービス真名実恵園の特徴等

(1) 運営の方針

当事業所は、法人設立時(平成4年9月8日)次の内容を基本理念として事業を開始しました。

福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において、必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、千葉県における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とし、これらの基本理念は、介護保険制度においても何ら変わることなく事業運営を実施して行きます。短期入所生活介護サービスにおいても、この基本理念に基づき事業運営を図り、在宅の虚弱な高齢者や寝たきりの高齢者等に対し、短期入所による各種のサービスを提供することにより、生活の質向上、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、そのご家族の身体的・精神的な負担の軽減を実施していきます。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

- ①面 会 午前9時から午後5時30分までの間、ご自由に面会できます。面会の際は窓口の面会カードに必要事項をご記入ください。なお、インフルエンザ、ノロウィルス等の感染症のある病気が発生している時期には、利用者居室への入室をお断りすることがありますので、予めご了承ください。
- ②外 出 外出される場合、予め所定用紙でお届けください。施設に同伴者の確認を受けました後、外出をしてください。
- ③飲酒・喫煙 その方の身体状況、医師の判断等により所定の場所での飲酒・喫煙をお願い致します。
- ④日用品の持込 入所時・面会の際に所持品をお持ちされる場合は、担当の者にお申し出ください。

- 責任を持って管理いたします。
- ⑤飲食物の持込 飲食物の持込は、必要最小限の量でお願い致します。その際必ず担当職員にお知らせください。また、持込品を他の利用者にお配りすることはご遠慮ください。
 - ⑥設備等の利用 施設の予備品をお貸しいたしますが、事前にお申し出ください。
 - ⑦預り金の取扱 必要最小限の金銭をお預かりしますが、貴重品についてはお預かりできませんのでご了承ください。
 - ⑧日課の励行 職員の指導・助言等により当園の日課に努めていただき、共同生活の秩序保持、相互の親睦にご協力ください。
 - ⑨健康保持 健康にご留意いただき、施設で行う健康診断は、特別な事情がない限り、受診をお願い致します。
 - ⑩衛生保持 施設の清潔・整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。
 - ⑪施設器物破損等 施設自体あるいは施設備品等を破損または破壊した場合、それがその個人に特定でき、明らかに故意であると判断された場合は、損害保険等で処理することを極力致しますが、現状復帰の責がその利用者にあることも予めご了承ください。
 - ⑫禁止行為 以下の行為は、園内で禁止と致します。
 - ・宗教活動
 - ・ペットの持込
 - ・営利目的の行為、商行為、それに類する行為
 - ・自己の利益の為に他者の自由を侵す行為
 - ・他の入所者に迷惑を及ぼす行為
 - ・施設の秩序・風紀を乱し、安全衛生を害する行為
 - ・故意に施設もしくは物品に損害を与える行為
 - ・施設の物品を持ち出す行為

9. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に様態の変化等があった場合は、すみやかに主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡を取り、適切な措置を講じます。

10. 非常災害対策

- ・ 災害時の対応・・・関係機関への連絡、緊急避難誘導
- ・ 防災設備・・・耐火耐震壁構造、スプリンクラー、自動火災通報装置等完備
- ・ 防災訓練・・・地震訓練・火災訓練の実施（年4回以上）
- ・ 防火責任者・・・施設長

11. 提供サービスに関する相談・苦情の受付

（1）当事業所ご利用者相談・苦情担当

苦情解決責任者	猪 狩 誠 （施設長）
苦情受付担当者	豊 田 勇 司 （在宅課長）
第三者委員	石 井 勇 （評議員）
電 話 番 号	0 4 7 5 - 2 7 - 3 3 5 6
受 付 時 間	月～金曜日 午前9時～午後5時30分

※ 緊急の場合は、この限りではありません。

(2) その他

当事業所以外に、下記の第三者機関へ苦情申し立てが出来ます

ア、各市町村窓口 お住いの市町村により窓口が異なります。別紙の一覧にてお住いの市町村窓口にお申立てください。

イ、千葉県国民健康保険団体連合会 043-254-7428 (苦情処理係)
ウ、千葉県運営適正化委員会 043-246-0294
(福祉サービス利用者サポートセンター)

12. 当法人の概要

法人名称 社会福祉法人 豊 裕 会
代表者役職・氏名 理 事 長 穂葉 三千雄
所在地・電話番号 千葉県茂原市法目2672番地1
Tel 0475-34-5808

実施事業

- (1) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- (2) 居宅介護支援事業 (ケアプラン作成)
- (3) 通所介護事業 (デイサービス事業)
- (4) 短期入所生活介護事業 (ショートステイ事業)
- (5) 在宅介護支援センター (各種相談業務)

重要事項説明授受確認書

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 千葉県茂原市真名 6 7 5 番地 2

名 称 短期入所生活介護サービス真名実恵園

説明者 生活相談員 猪 狩 誠 印

私は、重要事項説明書に基づいて、事業所から短期入所生活介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

(住所欄削除)

利用者

氏 名

代理人

氏 名

続 柄

別紙

市町村窓口一覧

【茂原市】	茂原市役所 高齢者支援課	0 4 7 5 - 2 0 - 1 5 7 2
	茂原市もばら地域包括支援センター	0 4 7 5 - 2 2 - 3 0 0 7
	茂原市みなみ地域包括支援センター	0 4 7 5 - 2 0 - 2 6 2 6
	茂原市ほんのう地域包括支援センター	0 4 7 5 - 3 6 - 2 1 2 3
	茂原市ちゅうおう地域包括支援センター	0 4 7 5 - 2 6 - 7 5 2 5
【長柄町】	長柄町役場 健康福祉課	0 4 7 5 - 3 5 - 2 4 1 4
	長柄町地域包括支援センター	0 4 7 5 - 3 0 - 6 0 0 0
【長南町】	長南町役場 住民課保健福祉室	0 4 7 5 - 4 6 - 2 1 1 6
	長南町包括支援センター	0 4 7 5 - 4 0 - 5 9 0 1
【白子町】	白子町役場 健康福祉課介護保険係	0 4 7 5 - 3 3 - 2 1 1 3
	白子町地域包括支援センター	0 4 7 5 - 3 0 - 3 8 8 8
【大網白里市】	大網白里市役所 高齢者支援課	0 4 7 5 - 7 0 - 0 3 0 9
	大網白里市地域包括支援センター	0 4 7 5 - 7 0 - 0 4 3 9
【一宮町】	一宮町役場 福祉健康課介護保険係	0 4 7 5 - 4 2 - 1 4 3 1
	一宮町地域包括支援センター	0 4 7 5 - 4 0 - 1 0 5 5
【市原市】	市原市役所 保健福祉部高齢者支援課	0 4 3 6 - 2 3 - 9 8 7 3
	市津・ちはら台地域包括支援センター	0 4 3 6 - 6 7 - 1 5 2 0
【逗子市】	逗子市役所 高齢介護課介護保険係	0 4 6 - 8 7 2 - 8 1 1 6
	逗子市西部地域包括支援センター	0 4 6 - 8 7 6 - 5 4 5 1
【長生村】	長生村役場 福祉課介護保険係	0 4 7 5 - 3 2 - 6 8 0 9
	長生村地域包括支援センター	0 4 7 5 - 3 2 - 6 8 6 5